

## 1 件名 三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

- (1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、令和7年6月4日に施行された。同法律については、原則3年ごとに所要の改正が行われており、最近の物価の変動等を踏まえて、本改正において投票管理者等に対する費用弁償の基準額の改定が行われたものである。こうした状況を踏まえ、本市における投票管理者等の報酬についても見直しを図るもの。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、教育委員会は、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないと規定されている。また、学校運営協議会の委員は、非常勤特別職公務員として規定されている。神奈川県内の三浦市以外の市町村においては、既に1以上の学校運営協議会等が設置されており、国も設置を推進している状況である。未設置である本市においても、次年度から一部学校において学校運営協議会を設置予定のため、学校運営協議会委員の報酬を条例において規定するもの。

### 3 改正の内容

新たに設置が予定される学校運営協議会委員の報酬額については年額8,000円と定め、投票管理者等の報酬額等については以下の表のとおり改定するもの。

職名	現行	改定	区分	備考
投票所の投票管理者	12,700	16,200	選挙1回につき	職務時間内に交替する場合にあっては16,200円以内で選挙管理委員会が定める額
期日前投票所の投票管理者	12,700	14,400	1日につき	職務時間内に交替する場合にあっては14,400円以内で選挙管理委員会が定める額
開票管理者	12,700	14,400	選挙1回につき	
投票所の投票立会人	11,600	13,200	選挙1回につき	立会時間内に交替する場合にあっては13,200円以内で選挙管理委員会が定める額
期日前投票所の投票立会人	10,300	11,700	1日につき	立会時間内に交替する場合にあっては11,700円以内で選挙管理委員会が定める額
開票立会人	10,300	11,700	選挙1回につき	
選挙立会人	10,300	11,700	選挙1回につき	
選挙長	19,500	22,100	選挙1回につき	

### 4 施行期日

投票管理者等の報酬改定については公布の日から施行し、学校運営協議会委員の報酬の規定については令和8年4月1日から施行する。

### 5 適用区分

投票管理者等の報酬改定については、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。